

神栖市営業時間短縮要請等関連事業者支援金交付申請書

令和3年 月 日

神栖市長 石田 進 殿

住 所

氏名又は名称

代表者

生年月日

年

月

日

神栖市営業時間短縮要請等関連事業者支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1 申請者の情報

事業所名				
所在地	〒			
業種			電話番号 (連絡の取れる番号)	
法人のみ 記載	資本金 (申請日時点) 円	常時使用する従業員数 (申請日時点) 人		
対象月の売上 (A)	2021 年 月 円			
対象月の前年 (前々年) 同月の売上 (B)	20 年 月 円			
売上の減少率 (%)	$(B-A) \div B \times 100 =$ % ※小数点以下切り上げ			

2 宣誓・同意事項

以下の項目に該当することを確認のうえ、チェックを入れてください。

- 神栖市営業時間短縮要請等関連事業者支援金交付要項（以下「要項」という。）第2条に規定する、以下の支給対象者の要件を満たすこと。
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業でないこと。
 - 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業でないこと。
 - 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業でないこと。
 - 市税等に未納がないこと。
 - 個人又は法人の事業主若しくは役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員、若しくはその関係者又はその利益となる活動を行っていないこと。
- 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。
- 申請内容の裏付けとなる売上台帳等の帳簿書類及び通帳その他の証拠書類を7年間保存すること。
- 神栖市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還を行うこと。
- 支援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること。

3 売上30%以上減少の要因

(1) 又は(2)のうち、いずれか該当する方に☑を入れてください。

(1) 営業時間短縮要請に協力した飲食店及びカラオケ店・大規模集客施設(施設内のテナント含む) (以下「営業時間短縮要請に協力した飲食店等」) と直接取引があるため影響を受けた

- ・営業時間短縮要請に協力した飲食店等との取引割合(金額)が、「50%未満」の場合や業務・業態の内容により、影響を受けたとみなさない場合がありますので、直接取引の割合及び事業の業務内容・業態を記載してください。
- ・取引先の営業時間短縮要請に協力した飲食店等の情報を(複数の取引先がある場合は取引金額の上位2者)記載し、取引を証明する証拠書類を店舗ごとに一つ提出してください。証拠書類は、対象月と比較する2020年又は2019年の同月の取引に係る書類としてください。
- ・事実確認のため、取引先の飲食店等に連絡を入れることがあります。

<営業時間短縮要請を受けた飲食店等との直接取引(金額)の割合>

営業時間短縮要請を受けた 県内の飲食店等との直接取引 (金額)の割合	_____ % ※50%以上であること 前年または前々年の対象月の取引割合を記入
--	---

<取引内容の業務・業態>

取引内容・業態の内容 ・具体的に記入すること	
---------------------------	--

<主な取引先飲食店①>

事業者名 (法人名又は個人名)	
店名	
所在地	
電話番号	

<主な取引先飲食店②>

事業者名 (法人名又は個人名)	
店名	
所在地	
電話番号	

□（２）主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っており、不要不急の外出・移動の自粛要請に伴い直接的な影響を受けた

・主な事業についてA欄又はB欄の□の該当箇所に☑チェックのうえ、主な事業の業務内容・業態について具体的に記載して下さい。

<p>A：主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者</p>	<p> <input type="checkbox"/> 運転代行業 <input type="checkbox"/> 鉄道・バス・タクシー <input type="checkbox"/> 学習塾・各種習い事、スポーツジム、スポーツクラブ <input type="checkbox"/> 理・美容業 <input type="checkbox"/> 公衆浴場 <input type="checkbox"/> ネイルサロン、マッサージ店・エステティックサロン <input type="checkbox"/> 整体院・接骨院・鍼灸院 <input type="checkbox"/> クリーニング店 <input type="checkbox"/> 写真館・貸衣装 <input type="checkbox"/> ホテル・旅館・簡易宿所 <input type="checkbox"/> 旅行代理店・レンタカー・観光客用駐車場 <input type="checkbox"/> 観光売店・土産物屋 <input type="checkbox"/> 司会業 <input type="checkbox"/> 結婚式場・葬儀場・結婚相談業 <input type="checkbox"/> 小売事業者（雑貨屋・アパレルショップ、リサイクルショップ等） <small>※小売事業者：店舗所有者に限る。インターネット通信販売のみは対象外。</small> <input type="checkbox"/> 音楽・文化イベント企画・運営、イベント等の演者 <input type="checkbox"/> 娯楽施設（遊園地・動物園・水族館・映画館・マージャン店、パチンコ店等） <input type="checkbox"/> 飲食業 <small>※飲食業：営業時間短縮要請を受けていない、「5時～20時までのみを営業時間としており、かつ、酒類・カラオケの提供をしていない事業者」又は「テイクアウトのみで営業している事業者」に限る。</small> <input type="checkbox"/> ホスト・ホステス・コンパニオン・芸妓 <input type="checkbox"/> 家屋修理、家電修理 <input type="checkbox"/> 造園業 </p>
<p>B：主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者と一体不可分なサービスを提供しており、直接的な影響を受けた事業者</p>	<p> <input type="checkbox"/> 主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者と一体不可分でサービスを提供 <small>※「主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者と一体不可分でサービスを提供しており、直接的な影響を受けた事業者」については、業務・業態の内容から、密接に結びついたサービスを提供していると認めた場合のみ、支給対象となります。</small> </p>

<p> 主な事業の業務内容・業態 ・A欄・B欄どちらに☑チェックした場合も記載すること。 ・具体的に記載すること </p>	
---	--